入間川地区の中学校の統廃合について

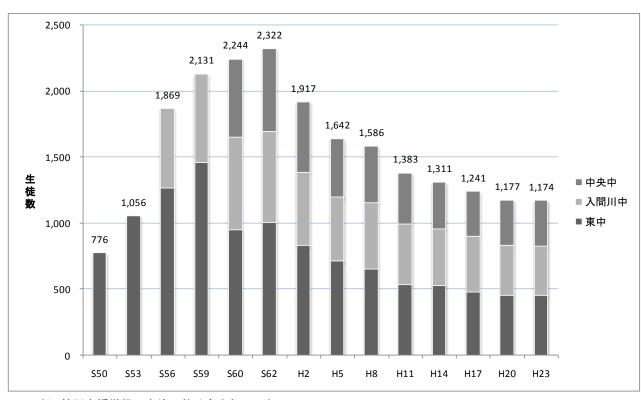
狭山市教育委員会では、学校の規模と配置の適正化を図ることにより、教育環境のより一層の充実を目指しています。

狭山市教育委員会が策定した「狭山市立小・中学校の規模と配置の適正化に 関する基本方針」(以下「基本方針」という)では、地区ごとに統廃合の検討が 必要な学校数を示しており、入間川地区については、適正な中学校の数を 2 校 としています。

1 入間川地区の中学校を取り巻く状況

(1) 生徒数の推移

入間川地区の中学校の生徒数は、昭和 62 年をピークに減少を続け、現在はピーク時の半分近くにまで減少していますが、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。



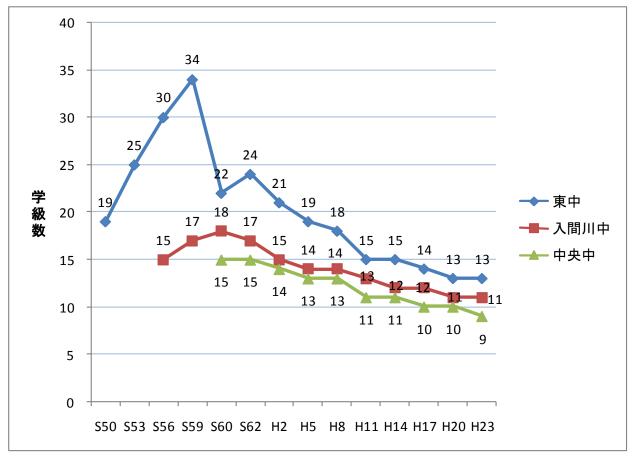
注)特別支援学級の生徒の数は含まれていない。

(2) 学級数の推移

東中学校は、現在13学級あり、標準規模1を維持しています。

入間川中学校は、平成 20 年に 11 学級となって以降、標準規模を下回る状態(11 学級以下の小規模校)が現在まで続いています。

中央中学校は、平成 11 年に 11 学級となって以降、標準規模を下回る状態が現在まで続いています。



注)特別支援学級の数は含まれていない。

¹ 学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の 事情のあるときは、この限りでない。**【**学校教育法施行規則**】**

2

(3) 各校の概要

	東中学校	入間川中学校	中央中学校	
校舎建設年※1	昭和 39 年(1964 年)	昭和 55 年(1980 年)	昭和 60 年(1985 年)	
学級数規模 (平成 23 年)	適正規模(13 学級)	小規模(11 学級)	小規模(9 学級)	
学級数規模 (平成 29 年推計)	適正規模(12 学級)	小規模(9 学級)	小規模(11 学級)	
保有している普通 教室の数 _{※2}	28 教室	22 教室	18 教室	
校舎耐震補強工事	未済	済(平成 21 年)	不要(新耐震基準※3)	
除湿温度保持工事 (冷暖房工事)	未済	未済	済(平成 16 年)	
敷地面積	32,418 m²	31,987 m²	25,299 m²	
最長通学距離 _{※4} (歩行距離)	約 1.8 k m	約 2.9 k m	約 3.9 k m	
都市計画区域 (跡地利用)	市街化調整区域※5	市街化調整区域	市街化調整区域	

- (※1) 学校施設の法定耐用年数は47年。『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』
- (※2) 本来普通教室として使用するために整備された教室のうち、学童保育室など他用途に活用している教室を除いた数。ただし、少人数指導教室の確保など学校運営の視点は加味していないため、すべての教室を普通学級として利用できるというわけではない。
- (※3) 昭和56年の建築基準法(施行令)の改正により、現行の新耐震基準が施行された。新耐震基準の建物は、震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能となっている。
- (※4) 現在の規定では、通学距離については中学校でおおむね6km以内であることが適正とされている。 『義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令』
- (※5) 市街化を抑制すべき区域。ただし、公的な施設及び公的機関による土地区画整理事業などによる整備等は可能である。

《部活動の状況》 平成 23 年度

	東中学校	入間川中学校	中央中学校
野球(男子)	0	0	
野球(男女合同)			0
陸上	0	0	0
サッカー	0	0	0
バスケットボール(男子)	0	0	
バスケットボール(女子)	0	0	
ソフトテニス(男子)	0	0	0
ソフトテニス (女子)	0	0	0
バレーボール (女子)	0	0	0
ソフトボール	0	0	
卓球(男子)	0	0	0
卓球(女子)	0		0
剣道	0		0
水泳		0	
バドミントン (女子)			0
吹奏楽	0	0	0
美術	0	0	0
自然科学		0	
家庭科		0	
パソコン			0
あすなろものつくり	0		

2 生徒数及び学級数の今後の推計

入間川地区の中学校の生徒数及び学級数推計

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
東中	462 (8)	432 (8)	416 (8)	434 (8)	430 (8)	432 (8)	393 (8)
	13 (2)	12 (2)	12 (2)	13 (2)	12 (2)	12 (2)	12 (2)
入間川中	376	370	344	332	313	326	332
人间川中	11	11	10	10	9	10	9
中央中	344	369	384	413	417	403	407
	9	10	11	12	12	12	11
計	1,182 (8)	1,171 (8)	1,144 (8)	1,179 (8)	1,160 (8)	1,161 (8)	1,132 (8)
	33 (2)	33 (2)	33 (2)	35 (2)	33 (2)	34 (2)	32 (2)

- 注1)上段は生徒数、下段は学級数、()内は特別支援学級で外数
- 注2)学級数は、中学1年生は38人、中学2·3年生は40人で算出
- 注3)平成23年5月1日現在の生徒数及び学級数を基準に作成
- 注4)網掛け部分は、11学級以下の小規模校

3 小規模校の課題

小規模校については、生徒数が少ないため、一人一人にきめ細かい指導を行いやすい、 教職員数が少ないことから全体の意志疎通が図りやすいといった教育上の利点はあるとい われています。しかしながら、小規模校には、教育環境の向上を図る観点から、克服すべ き課題があります。

教育条件からみた小規模校の課題(中学校)

- ◆ 各教科に十分な数の教員を配置しづらくなり、習熟度別指導²などを円滑に行いにくい。
- ♦ 教員数や生徒数が少ないため、部活動の種類が限られる。
- ◇ 学校の規模が小さくなるにしたがって教職員数が少なくなるため、教職員一人あたりの校務の負担が重くなり、授業研究など校内研修の時間を十分に確保できないことがある。

 等

² 各教科等の授業において、1つの学級を習熟度別に2つのグループに分けたり、2つの学級を3つのグループに分けて少人数で授業を行ったりする授業形態及び方法。

4 適正化の必要性

基本方針に示すとおり、次のような視点から、小規模校を解消し、中学校の規模と配置 の適正化を図る必要があります。

- ① 集団教育の充実
- ② 教科学習や指導の充実
- ③ 学校行事や部活動の充実
- ④ 学校施設の充実
- ⑤ 地域社会との連携の強化

5 適正規模

一定の規模がある学校では、子どもが集団の中で切磋琢磨することなどを通じて、一人 一人の資質や能力をさらに伸ばしやすいという利点があるといわれています。

中学校の適正規模については、基本方針に示すとおり、生徒の学習や生活の指導、学校行事、学校運営等の点から、各学年4学級~6学級(全学年合計12学級~18学級)を適正としています。

6 適正化の方法

学校の規模と配置の適正化を図る方法としては、通学区域の拡大もしくは学校の統廃合が考えられます。

通学区域の拡大に関しては、少子化の影響により、全市的に中学校の生徒数が減少傾向にある中では、隣接する中学校の通学区域の一部を編入することになるため、難しい面があります。

本市では、各学校の生徒数及び学級数の推移等を見極めたうえで、統廃合の方法により、 学校の規模と配置の適正化を図ることとします。

7 統廃合による効果及び課題点

統廃合に伴い、生徒数及び学級数が増えることによって想定される効果及び課題点については、一般的には次のようなことがいわれています。

	効 果	課題点
学	○ 集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。○ 体育祭等の学校行事や音楽活動等の集団教	教職員全員が生徒一人一人を把握しにくくなる。学校行事等において、生徒一人一人の活動機会が相対的に少なくなる。
学習面	○ 体育、すの子校刊事で目案/占勤すの案団教育活動に活気が生まれやすい。○ 各教科に十分な数の教員の配置が可能となり、習熟度別指導などを円滑に行いやすい。○ 様々な種類の部活動の設置が可能となり、選	
	状の幅が広がりやすい。 ○ 切磋琢磨することなどを通じて、社会性や協	● 教職員全員が生徒一人一人を把握しにくくな
生活面	回転 が は が は が は が は が は か は か は か は が は か は か	● 教職員主員が主従一人一人を把催している。
学校運営面	○ 教員数が多くなるため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。 ○ 学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ○ 校務分掌を組織的に行いやすい。 ○ 出張、研修等に参加しやすい。	教職員が増える分、相互の連絡調整が図り づらくなる。特別教室や体育館等の施設・設備の利用の 面から、一定の制約が生じる。
財政面	○ 老朽化に伴う改築・改修費用を節減できる。○ 一校あたり年間約3,000万円かかる光熱水費等のランニングコストを節減できる。○ 生徒一人あたりにかかる経費が小さくなる。	● 統合先の中学校の施設環境を整備するための経費が必要となる。● しばらくの間、制服等が不統一となる。
その他	○ PTA 活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。	 跡地の利用方法によっては、避難場所(防災の拠点)を他の場所に求める必要が出てくる。 体育館を開放事業で利用していたスポーツ団体は、活動の場を移す必要がある。 通学距離及び通学時間が概ね長くなる。 統合による生徒間の融和を円滑にするため、事前の交流を十分行う必要がある。

8 統廃合を進めるうえでの留意点

(1) 生徒間の融和

生活環境や友達関係の変化による子どもたちの精神的な負担を軽減し、生徒間の融和を円滑に進めるためには、統合前交流に加え、教員人事、クラス編成などにも配慮する必要があります。

(2) 学校施設の整備

学校施設については、既存の学校施設を活用することを前提に、耐震補強や空調設備の改修をはじめとして、所要の環境整備を行う必要があります。

(3)地域の拠点

学校は、地震等災害が発生した際の避難場所になるなど防災の拠点であるため、統 廃合にあたっては、その機能を別途確保する必要があります。また、学校は、地域に おける活動拠点でもあるなど、地域コミュニティの拠点的な役割を担っていますが、 学校は教育のための施設であるため、学習の場としての機能を高めていくという教育 的な側面を第一に考える必要があります。

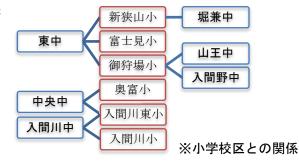
(4) 跡利用

学校は、まとまった規模を有する公共財産ですが、その立地により利用には法的制限があることから、このことを念頭に、公共利用を優先に、地域利用や民間利用も含めて、総合的に検討する必要があります。

(5) 小中連携

小学校と中学校の連携・接続という観点から、統廃合を行う場合、できる限り同じ

小学校から複数の中学校へ分散して進学 することのないよう配慮して通学区域の 見直しを行うことも必要です。



(6) 少人数学級

国では、1 学級当たりの上限人数を現行の 40 人から引き下げる方向で検討している ことから、統廃合を検討するにあたっては、35 人学級の導入による学級数増への対応 など、学校施設の収容規模に留意する必要があります。

《参考》入間川地区に隣接する中学校

1 各校の概要

	入曽	堀兼地区		
	山王中学校	入間野中学校	堀兼中学校	
校舎建設年	昭和 52 年(1977 年)	昭和 63 年(1988 年)	昭和 46 年(1971 年)	
保有している普通 教室の数	31 教室	18 教室	19 教室	
校舎耐震補強工事	済(平成 22 年)	不要(新耐震基準)	済(平成 20 年)	
除湿温度保持工事 (冷暖房工事)	未済	済(昭和 63 年)	未済	
敷地面積 31,885 ㎡		24,114 m²	23,120 m²	
	狭山台地区	水富地区	柏原地区	
	狭山台中学校	西中学校	柏原中学校	
校舎建設年	昭和 50 年(1975 年)	昭和 37 年(1962 年)	昭和 57 年(1982 年)	
校舎建設年 保有している普通 教室の数	昭和 50 年(1975 年)	昭和 37 年(1962 年)	昭和 57 年(1982 年)	
保有している普通				
保有している普通 教室の数	25 教室	33 教室	19 教室	

2 生徒数及び学級数の推計

基本方針では、中学校は、地域コミュニティや地域防災の拠点としての機能を果たしているため、各地区に最低1校は存続させる方針を示しています。そのため、堀兼中学校、狭山台中学校、西中学校及び柏原中学校については、小規模化が進んでも存続させることとしています。

なお、生徒数及び学級数の減少を受け、現在3校ある入曽地区の中学校(山王中学校・入間野中学校・入間中学校)も、入間川地区と同様、将来的には中学校の数を2校とする方針を定めています。

入間川地区に隣接する中学校の生徒数及び学級数推計

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
山王中	351 (11)	332 (11) 9 (2)	303 (11) 9 (2)	324 (11) 10 (2)	312 (11)	317 (11)	286 (11) 9 (2)
入間野中	302	308	326 10	333	344 10	317 9	300
堀兼中	458 (13) 13 (2)	442 (13) 12 (2)	459 (13) 13 (2)	444 (13) 13 (2)	449 (13) 13 (2)	445 (13) 13 (2)	472 (13) 14 (2)
狭山台中	307 10	290	293 9	269	266	267	255 9
西中	585 (15) 16 (2)	618 (15) 17 (2)	651 (15) 18 (2)	699 (15) 20 (2)	672 (15) 18 (2)	649 (15) 18 (2)	614 (15) 17 (2)
柏原中	328 10	318 9	338 10	330 9	340 9	317 9	283

注1)上段は生徒数、下段は学級数、()内は特別支援学級で外数

注2)学級数は、中学1年生は38人、中学2·3年生は40人で算出

注3)平成23年5月1日現在の生徒数及び学級数を基準に作成

注4)網掛け部分は、11学級以下の小規模校